

## 第8章 医業税務

### 8-3 ふるさと納税について

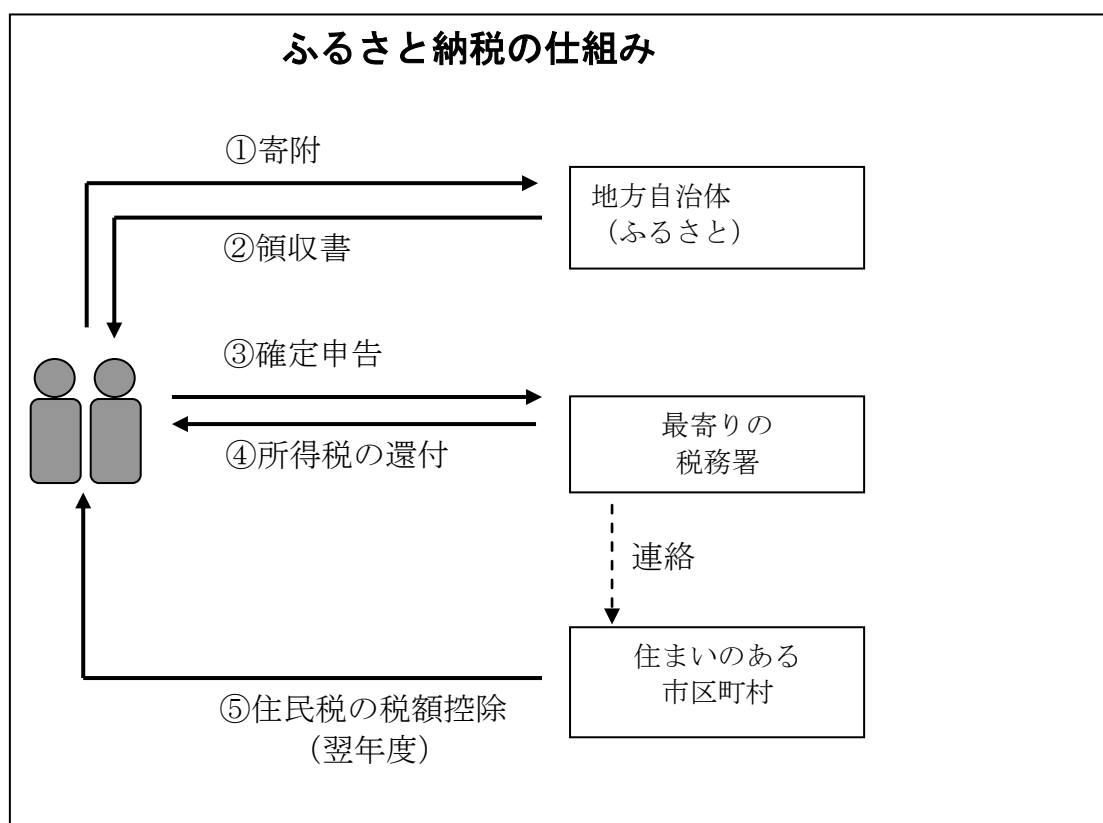
#### Q 8-3

ふるさと納税について教えてください。

#### A 8-3

ふるさと納税とは、新たに税を納めるものではなく、ふるさと（自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村）への寄付金の中で、個人が 2,000 円を超える寄付を行ったときに、住民税（5,000 円を超える部分）と所得税（2,000 円を超える部分）から一定の控除を受けることができる制度です。

寄付先の“ふるさと”には定義はなく、出身地以外でも「出身大学などのお世話になったふるさと」や「開業したことによる応援したいふるさと」など、各自が想う“ふるさと”を自由に選ぶことができます。



(例) 年収 600 万円 夫婦子 1 人 所得税率 10% 住民税率 10% 寄附金 5 万円の場合  
(住民税控除額)

① 基本控除額： $(40,000 - 5,000) \times 10\%$ (住民税率) = 3,500 円

② 特別控除額： $(40,000 - 5,000) \times (90\% - 10\%$ (所得税率)) = 28,000 円

③ ①+② = 31,500 円

(所得税控除)

④  $(40,000 - 2,000) \times 10\%$ (所得税率) = 3,800 円

合計控除額

③+④ = 35,300 円